

剥製制作についての取り扱いについて

令和7年度よりマス類の持出規制が解除されたため剥製作成のルールが変更になりました。

マス類・ワカサギは遊漁規則の持出しルール※を**厳守**し剥製の作成が出来るようになりました。

釣り上げた場所から、漁協指定取扱店への連絡は不要になりました。

キャッチ&リリース対象魚については持ち出し禁止。

※レイクトラウト・ブラントラウトは生きたままの**持出厳禁**（栃木県内水面漁場管理委員会指示）

ヒメマス1日1人30尾・その他マス類1日1人3尾。
全長20cm以下のマス類は採捕禁止。